

○四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和元年5月30日告示第45号

改正

令和2年6月19日告示第72号

令和7年●月●日告示第●号

四万十町地域公共交通活性化協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、**地域公共交通計画**（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、四万十町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）本町における地域公共交通の在り方の協議に関すること。
- （2）計画の策定及び変更に関すること。
- （3）計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4）計画の達成状況の評価に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第3条 協議会は、31人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- （1）**四万十町長又はその指名する者** 1人
- （2）一般旅客自動車運送事業者 4人
- （3）住民の代表 3人
- （4）高知運輸支局長又はその推薦する者 2人
- （5）**高知県総合企画部交通運輸政策課長**
- （6）高知県窪川警察署長又はその推薦する者 1人
- （7）道路管理者 1人
- （8）学識経験者 1人
- （9）町職員 6人
- （10）その他町長が必要と認める者 11人

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由があるときは、代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、会議の決議に代えることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、企画課に置く。

(予算)

第9条 協議会の予算は、国等からの補助金並びに負担金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第10条 協議会に監査委員を1人置く。

2 監査委員は、第3条第2項に掲げる委員の中から会長が指名する。

3 監査委員は、協議会の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月19日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年●月●日告示第●号）

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。